

監査品質に関する報告書
| 2023



かなで監査法人
Kanade Partnership

目次

監査品質向上に向けた取組及び法人概要	4
かなで監査法人が考える、未来の監査	10
経営管理の状況等（6つの基盤）	
品質管理基盤	14
組織・ガバナンス基盤	23
人的基盤	28
IT基盤	32
財務基盤	36
国際対応基盤	38
アドバイザーボードによる評価	40
監査法人のガバナンス・コードへの対応状況	43
（参考）業務及び財産の状況に関する説明書類	54

※ 本報告書は2023年12月31日時点の情報に基づいて作成しております。

かなでの約束

監査品質を最優先に行動し、地域・社会・資本市場の発展に貢献します

私たちは、監査の品質を、「会計上・開示上・統制上の重要な課題を適時に発見して適切に是正すること」とともに、「十分なコミュニケーションにより経営上の課題を提起して対応策を提言していくこと」と考えています。

私たちは、高品質な監査の追求を通じて監査先の健全な成長に寄与することにより、地域・社会・資本市場の発展に貢献するとともに、監査業界の社会的信頼の向上に貢献します。

中堅企業・地方中核企業・成長企業の中長期的な発展に向けて、価値を提供します

中堅企業・地方中核企業・成長企業の課題は、大企業のそれとは異なります。私たちは、地域・社会・資本市場の発展に対して真摯に向き合う中堅企業・地方中核企業・成長企業の皆様に、業務を提供します。

最新技術を常に取り入れ、監査及びアドバイザリーサービスを絶え間なく改善・革新します

現代の経営はデジタルへの対応を避けては通れません。私たちは、デジタルを含む最新の知見と技術を常に取り入れ、監査先やクライアントのデジタル活用の進展を正しく理解するとともに、監査やアドバイザリーサービスの進め方を常に見直し、効率性と有効性を両立する監査及びアドバイザリーサービスを実現します。

人間的魅力を高め、監査先やクライアントの方々としっかりと向き合います

私たちは、経営者・監査役等や従業員の方々に真正面から向き合い、信頼していただけるようひとりひとりが人間力を磨きます。そして、私たちが信頼し評価してくださる方々に、全力で応えます。

メンバーが安心して働ける環境と働き甲斐を実現します

監査法人は人で成り立ちます。私たちは、倫理を重んじ、業務提供に誇りと感謝の念を持ち、専門的知識・技術と人間力の向上に努め、それぞれの強みを活かし弱みを補い合い、建設的・民主的に意見し合い、メンバーが安心して働ける環境と働き甲斐を実現します。

監査品質向上に向けた取組 及び法人概要

理事長から



理事長
篠原 孝広

かなでの約束の位置付け

かなで監査法人は、設立当初から、経営理念に相当する「かなでの約束」※を掲げて、活動してきました。

「かなでの約束」は、対外的には、ウェブサイトやブログに掲載しており、さまざまな局面で関係する皆様にご説明の機会をいただいています。

対内的には、「かなでの約束」を題材としたブログの理事長からの発信や、小グループでのディスカッションの実施など、「かなでの約束」の浸透に向けての取組みを継続的に実施しています。こうした活動を経て、「かなでの約束」は社員・職員に広く深く共有され、すべての社員・職員の行動指針となっています。

※「かなでの約束」はP.3を参照ください。

監査品質の重視

「かなでの約束」では冒頭に、監査品質を最優先とすべきことを掲げています。監査品質の重視が当法人の組織風土の基盤としてしっかりと根付くよう、監査品質の維持・向上を最優先に活動してきました。監査法人の主な業務は、企業の財務書類に保証を付与することですが、その前提はステークホルダーの信頼を得ることであり、そのためには監査品質を高めることが唯一の方法であると考えています。これからも監査品質の向上に向けた努力をより一層重ねてまいります。

人財の育成

「かなでの約束」では人間の魅力を高めることを掲げています。監査業務は、高度で最新の知見が要求される仕事であるとともに、人対人の仕事でもあります。四半期ごとに会計・監査に関する独自の研修を実施するとともに、小グループでの勉強会を開催することにより、知見の拡充を進めています。また、人事評価における面談に加え、職員個々人の希望に応じたキャリア形成のための面談を実施することにより、人間の魅力の向上に努めています。

デジタルへの対応

「かなでの約束」では最新技術を常に取り入れることにも触れています。MFAやVDIを採用し高いセキュリティ基盤を構築し、Caceware Cloudにより監査調書を電子化することにより、フルクラウドのIT環境を実現しています。

将来に向けて

当法人は、「かなでの約束」に掲げているとおり、監査品質を最も重視する組織風土を構築し、高品質な監査を通じて資本市場の発展に貢献していきたいと願っています。

一方で、ITの世界では生成AIをはじめとして新しい技術が次々と開発され、デジタル化は経済社会を急速に変化させています。当法人も現状を維持するだけでは不十分であり、常に高い監査品質を目指して、絶え間なく構造改革を進めていくことが求められています。

当法人では、最新のデジタル動向を踏まえて、未来の監査を想像し、その実現に向けて独自の監査ツールの研究・開発を進めています。

また、経済社会の変化に合わせ、公認会計士ほか監査に関わる人財に求められる人財像は変化しています。そして、監査に関わっている人財が求める環境や将来像も変化しています。

当法人は、監査に関わる人財が安心して働ける環境と働き甲斐を実現しつつ、監査に対する期待に応えられる人財を育成するために、そのときどきの状況を敏感に捉え、組織・人財構造・人事制度等を柔軟に見直しています。

本報告書を通じて、当法人の目指す姿と取組み状況をご確認ください。

かなで監査法人の監査の特徴

中堅企業・地方中核企業・成長企業への特化

中堅企業等に特化した監査

達成すべき監査品質に中堅企業等と大企業に差はありません。しかし、中堅企業等の監査で実施すべき手続は、大企業とは異なります。

当法人は、日本の監査基準に準拠し、日本の実務慣行・監査慣行を踏まえ、中堅・成長企業の監査に必要な事項をまとめた監査マニュアルや監査ツールを独自で開発しています。

地方中核企業に対応する人員・オフィス配置

当法人では、地方中核企業への監査・アドバイザーサービスの提供を目指し、地方在住の公認会計士等を確保するとともにオフィスを設置しており、今後も地域・陣容ともに拡充を続けます。

成長企業への対応

成長企業では、経営者・管理職の方々との充実したコミュニケーションが、会計上・内部統制上の課題を発見するために有用です。

当法人は、CEO・CFOの方々とのミーティングを必要に応じて月次で開催するなど、成長ステージに合わせて対応しています。

コンパクトな組織による迅速な判断

コンパクトな組織

当法人は、監査現場を最優先に置き、組織やシステムをコンパクトに構築しています。

▶ 標準化・システム化による、間接業務・コストの圧縮

▶ クラウド化による、システム関連コストの圧縮

間接コストを圧縮することにより、監査業務に直接従事する人財の適切な配置を実現しています。

迅速な監査判断

コンパクトな組織は、複雑あるいは難しい課題に対する判断の迅速化にも貢献しています。

当法人は、複雑あるいは難しい課題に対し、必要に応じて外部の専門家の知見を活用するとともに、経験豊富なパートナーが参画する審査会を即座に開催して議論することにより、後戻りのない迅速な解決を実現しています。

コミュニケーションを重視した人財構成

パートナーリードの監査チーム

当法人の中核は、大手監査法人で多種多様な業務を経験してきたパートナーやマネジャーです。パートナーが前面に立ち、十分に関与することで、充実したコミュニケーションと円滑な専門的検討を実現します。

外部人財や会計士ではない人財の活用

監査業務には専門性を必要としない業務が多くあります。

当法人は、専門性の低い領域の監査タスクの標準化を進め、会計士ではない人財（アソシエイト）が実施する体制を構築しています。また、外部の専門家・公認会計士を積極的に活用することにより、専門性を確保しつつ、監査業務の季節変動に対応しています。

コミュニケーションの重視

当法人は、こうした適時・適切な人財構成により、無駄なく監査業務を遂行するとともに、経験豊富なパートナー・マネジャーが、経営者や従業員の皆様に真正面から向き合っており、充実したコミュニケーションを図ります。

法人概要 1/2

法人名	かなで監査法人 Kanade Partnership	
設立	2020年10月	
役員	理事長	篠原 孝広
	品質管理責任者	杉田 昌則
	業務開発責任者	石井 宏明
	人財責任者	松浦 竜人
	財務総務責任者	高村 藤貴
	IT責任者	矢部 誠
	監事	白井 正
人員数	社員（公認会計士）	13名
（うち非常勤人数）	特定社員	1名
	職員（公認会計士）	50名（23名）
	職員（アソシエイト、IT専門家 等）	25名（3名）
	合計	89名（26名）
監査契約先	金融商品取引法・会社法監査	23社
	会社法監査	7社
	その他	19社
	合計	49社
登録	改正公認会計士法附則第3条第3項の規定による 上場会社等監査人登録制度 みなし登録	
関係会社	Aud×IT株式会社	
所在地	日本橋オフィス 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-2-10 東洋ビルディング 金沢オフィス 〒920-0022 石川県金沢市北安江3-6-6 メッセ・ヤスタ 静岡オフィス 〒420-0839 静岡県静岡市葵区鷹匠1-14-30 鷹匠望月ビル 長野オフィス 〒380-0823 長野県長野市南千歳1-3-7 守谷第一ビルディング	

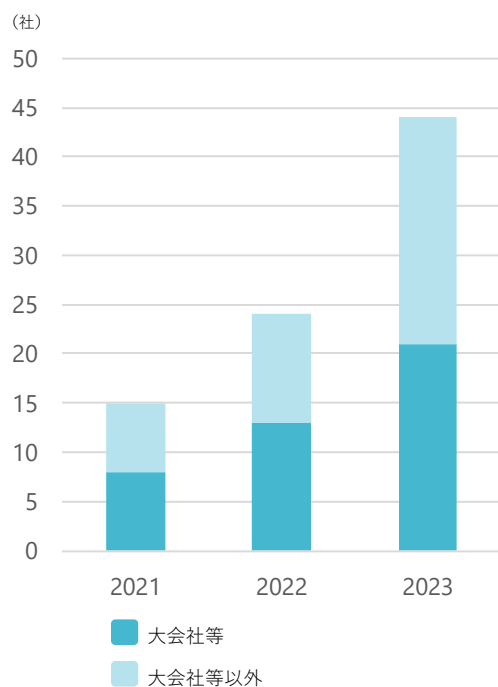
(2023年12月31日時点)



法人概要 2/2

監査契約数

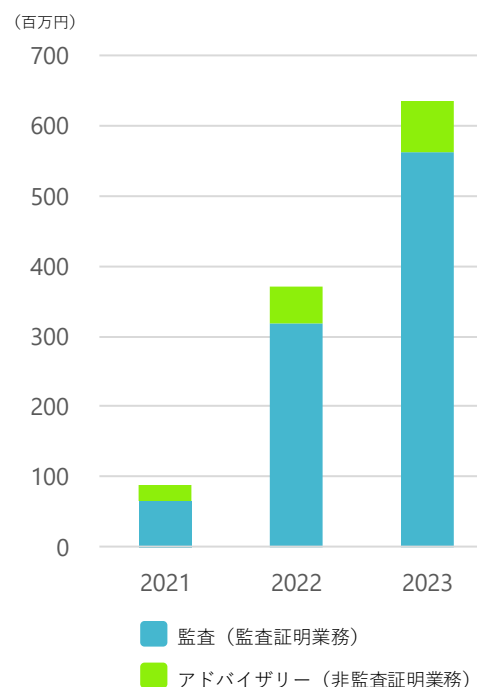
2020年10月の設立以来、当法人の取組みに多くの監査先からご評価をいただき、監査先数は増加しています。



(各年8月31日時点)

売上高

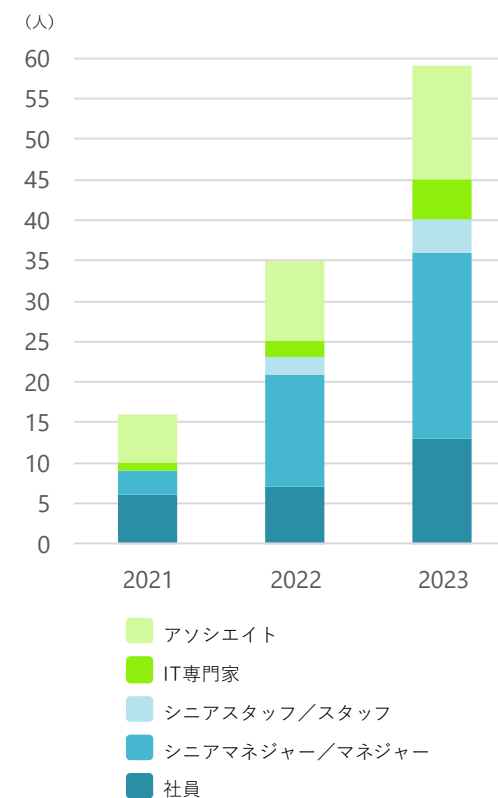
監査先数の増加に伴い、監査売上高は増加しています。また、株式上場支援業務の増加に伴い、アドバイザーリー売上高は増加しています。



(各年8月31日決算)

人員数 (常勤のみ)

当法人の取組みに多くの方々から評価をいただき、人員数は増加しています。人的資源が十分に確保されている場合に限り、監査及びアドバイザー業務を受嘱しています。



(各年8月31日時点)

主要監査先一覧

監査契約先（大会社等に限る）

株式会社エコム
エフビー介護サービス株式会社
株式会社カンセキ
株式会社共和工業所
株式会社共和コーポレーション
株式会社銀座山形屋
香陵住販株式会社
小松ウオール工業株式会社
静岡鉄道株式会社
株式会社秀英予備校
スターティアホールディングス株式会社
立花証券株式会社
株式会社デジタルメディアプロフェッショナル
株式会社電算
日精樹脂工業株式会社
NITTOKU株式会社
株式会社ハリマビステム
福島印刷株式会社
株式会社北國銀行
株式会社北國フィナンシャルホールディングス
ホリイフードサービス株式会社
株式会社ムロコーポレーション
株式会社ヨンドシーホールディングス
株式会社リファインバースグループ
(五十音順)

(2023年12月31日時点)

かなで監査法人が考える、未来の監査

かなで監査法人では、最新の情報テクノロジーの情報を収集するとともに、監査先の動向を踏まえ、2030年及び2050年における監査の状況を想像し、現在の監査と未来の監査のギャップを埋めることができるように、現在の監査の改善を進めるとともに、新規ツールの開発に取り組んでいます。

かなで監査法人が考える未来の監査の一部を、かなで監査法人の現在とともに、披露します。未来の監査を最先端で切り開いていけるよう、かなで監査法人は研鑽を重ねていきます。



かなで監査法人
Kanade Partnership



社員
監査イノベーション室長
青山 貴紀

かなで監査法人が考える、未来の監査 1/3

	監査計画		内部統制
	企業とその環境の理解のための情報収集	リスクの識別と評価及び対応手続の立案	内部統制の評価
<div style="background-color: #d3d3d3; padding: 10px; text-align: center;"> 一般的な監査法人の 現在 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ Webサイト・業界紙等から会計士が手作業で情報収集する。 ▶ 経営者等と定期的にコミュニケーションを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 会計士の知識や経験を基に、監査上のリスクを識別・評価し、リスク対応手続を立案する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 監査先の各業務担当者にヒアリングするとともに、関連文書を閲覧し、承認の状況や証拠間の数字等の整合性等をサンプルで確認する。
<div style="background-color: #6666cc; color: white; padding: 10px; text-align: center;"> かなで監査法人の 現在 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ アソシエイトが情報収集・整理を支援している。 ▶ 経営者等とのコミュニケーションを重視し、定期・不定期に緊密にコミュニケーションを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一般的なリスクはデータベース化されており、会計士の判断により選択・カスタマイズして利用している。 ▶ 品質管理部署が調書様式を作成し、手続の実施漏れを防止している。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 標準的な手続に加え、一部の重要な領域についてデータフローを確認し、データ間の整合性を網羅的に確認する等、プロセスの可視化に取り組んでいる。
<div style="background-color: #333399; color: white; padding: 10px; text-align: center;"> かなで監査法人の 2030 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ あらかじめプログラムされたシステムが情報を自動収集するようになる。 ▶ 企業環境の変化が加速し、経営者等とより緊密にコミュニケーションをとるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 不正・訂正事例等と監査先の定量・定性情報の関連性から、一定程度AIがリスクを識別し、会計士に提案するようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 監査先のIT化が進み、データ間の整合性やログを解析することにより、より網羅的にプロセスそのものやプロセスからの逸脱を可視化することが可能となる。
<div style="background-color: #000066; color: white; padding: 10px; text-align: center;"> かなで監査法人の 2050 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ AIが情報を自動収集・整理し、AIとの対話を通じてビジュアル化・調書化する。 ▶ 企業環境がより複雑化し、さらに緊密なコミュニケーションが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 結果よりもプロセスを検証する監査手続が主流となる（予防的監査）。 ▶ 過去情報より将来予測が重視され、開示項目の複雑性が増す。将来予測の妥当性の検討にAI等が活用される。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 監査先のAIがプロセスからの逸脱等を常時モニタリングし、異常があれば検出するようになる。このAIの内部統制の検証が重要となる。

かなで監査法人が考える、未来の監査 2/3

		実証手続			
		確認	証憑突合	分析的手続	開示書類のチェック
一般的な監査法人の 現在	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 会計士が郵送するか、ACC[※]を利用して電磁的方法にて確認状を送付する <p>※ ACC：会計監査確認センター合同会社（Audit Confirmation Center GK）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 表計算ソフトを利用してサンプリングし、目視による突合を実施している。 ▶ 大手監査法人では一部で証憑との自動突合が進められているが、依然として目視による突合が大半である。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 会計士がデータを加工し、ビジュアル化する。 ▶ 会計士の知識や経験に基づき異常を検出し、調査する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 会計士が手作業で合計チェック、項目間の整合性チェック、サポート資料と照合を実施している。 	<p>CPA ACC</p> <p>CPA</p>
	かなで監査法人の 現在	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 電磁的方法での確認に対応している。 ▶ 郵便による確認の場合の回答は確認状事務センターに集約され、PDF化された上で監査チームに共有される。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 独自のサンプリングツールを開発し利用している。 ▶ 一部の監査業務では、検討対象データと電子証票の全件突合を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 入手した明細データを自動でビジュアル化し異常値を検出するツール（Account BI）や、財務諸表の推移分析を標準化・自動化するツール（FSBI）を活用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 形式的な一次チェックはアソシエイトがガイダンスに基づき実施している。 ▶ 開示情報との比較は独自の監査ツールである文章チェックナビを活用している。
かなで監査法人の 2030	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 電子商取引のプラットフォーム上で取引記録を監査先経由で確認できるようになるため、確認手続が必要となる割合は低下している。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 電子証憑との全件突合を実施できる割合が上昇する。紙証憑は依然として残っているが、目視による突合の割合は低下している。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 大半の社員・職員が高度なデータ分析を実施する知見を持っている。 ▶ 収集する情報量が増すことにより分析の精度が向上している。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ XBRLデータ等の活用により開示情報との突合、記載項目の網羅性チェック、誤字脱字の確認の多くは自動化されている。 	<p>自社センター ACC</p> <p>CPA AS IT/AI</p>
かなで監査法人の 2050	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 信頼性が担保された電子商取引のプラットフォームに監査チームがアクセスできるようになり、確認手続の必要性が大きく減少する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 電子証憑による全件突合が一般的になる。突合は定期的で自動で実施され、異常値等が検出されれば監査チームにアラートが発せられるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ AIが監査チームとの対話により分析の実行からビジュアル化まで実施する。 ▶ 監査人のAIが財務諸表を想定して作成し、監査先が作成した財務諸表との比較分析が行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 形式的な検証はAIにより自動で行われる。 ▶ 開示情報が複雑化する。高度な領域は、依然として会計士による実質的な検討が必要である。 	<p>CPA ACC</p> <p>CPA AS IT/AI</p>

かなで監査法人が考える、未来の監査 3/3

監査インフラ等				
	データの受渡し・加工	文書作成	プロマネ	監査チーム編成
一般的な監査法人の 現在	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 年に数回、監査計画に沿ってデータを入手し、都度会計士がデータを加工している。 ▶ 大手監査法人では一部で専用ソフトを利用したデータの自動抽出が実施されているが、依然、手作業が大半である。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 会計士が文書を文章作成ソフト等により手作業で作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 会計士の知識や経験に基づき、日々の業務をチームメンバーに割当て、遂行する。実施すべきタスクの可視化はされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 監査チームメンバーの多くは会計士で構成される。IT専門家業務などについてアウトソースする場合がある。
		CPA		CPA
かなで監査法人の 現在	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 定義された形式のデータを必要な頻度で監査先から入手し、その後のデータ加工を自動化している。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 監査報告書・四半期レビュー報告書・経営者確認書等一部の文章は、必要な情報を入力するだけで自動で生成される。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 重要なマイルストーンを可視化し、監査業務の進捗管理を実施している。 ▶ アソシエイトが、監査上のタスクを一覧化して管理するなど、業務遂行をサポートしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 会計士が約70%強、アソシエイト（単純作業・プロマネ・データ分析を支援）が20%、IT専門家が数%。
		CPA		CPA AS
かなで監査法人の 2030	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 監査先の主な情報処理の頻度は依然として月次であることが想定される。監査先の情報処理の頻度に合わせたタイムリーな監査を実施している（リアルタイムでの監査は目指さない）。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ほとんどの定型文章が、監査先固有の情報を入力するだけで自動で生成される。必要な情報は監査先マスター等のデータベースより引用される。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 監査計画時点で監査遂行に必要なすべてのタスクがプロマネツールに登録され、日々実施すべき業務がポップアップされる。 ▶ アソシエイトがプロジェクトマネージャーとしてチームをサポートしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 会計士が50%、アソシエイト（プロマネやデータ分析の精通）が30%、IT専門家等の専門家が10%、AI等で自動化された領域が10%。
		CPA ITツール		CPA AS IT
かなで監査法人の 2050	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 監査チームへのリアルタイムな情報提供等は、監査先の情報セキュリティの観点から普及が進まないと想定され、大きな変化は見られない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 複雑性及び個別性が高い資料についても、外部情報や監査調書等の情報に基づき、AIがドラフトを作成する。仕上げは監査チームがAIとの対話により行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ルーティンタスクの管理はAIが対話形式で実施してくれる。 ▶ 不定期に発生するタスクや心理面を考慮したリソース調整等はプロマネの専門家が対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 会計士が30%（コミュニケーションや会計・監査判断を担当）、アソシエイト（それら以外を担当）が30%、IT専門家等の専門家が15%、AI等で自動化された領域が25%。
		ITツール/AI		CPA AS IT AI

品質管理基盤

高品質な監査は、健全なガバナンスの下で、適切な監査マニュアルや監査ツールに基づき、適確な指揮・監督に従い、必要な知見・経験・スキルを持つ人財が、十分な監査時間をかけて、はじめて実現します。

かなで監査法人は、「かなでの約束」に掲げた「中堅企業・地方中核企業・成長企業に最適な監査」の実現に向けて、必要となる制度やツールをひとつひとつ作り上げてきました。そして、おかげさまで、その基盤に多くの優秀な人財が集まり、高品質な監査を実現してきました。

監査を取り巻く環境は日々刻々と変化しています。当法人はこれからも、高品質な監査のさらなる進化・深化に向けて、一步一步着実に前進してまいります。



理事
品質管理責任者
杉田 昌則

品質管理基盤

風土の醸成並びに職業倫理及び独立性

品質を重視する風土の醸成

理事長は、監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、

- ▶ 品質管理に関する方針や手続、職業的専門家としての基準や適用される法令等を遵守すること
- ▶ 先入観を持たず、常に職業的懐疑心を保持して業務を実施すること
- ▶ 状況に応じた適切な監査報告書を発行すること

を強調する行動とメッセージを、「かなでの約束」※を含め、定期的に発信するブログや四半期に一度開催される全体会議等にて、明確に一貫して繰り返し示しています。

すべての社員・職員が共通に保持すべき価値観は「かなでの約束」に示しています。すべての社員・職員は、この「かなでの約束」を指針として、行動しています。

※「かなでの約束」はP.3を参照ください。

職業倫理

「倫理規則」（日本公認会計士協会）等に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を「倫理マニュアル」、「インサイダー取引防止規程」等に定め、職業倫理に関する研修の実施、宣誓の入手、顕在化した問題への対応等を実施しています。

2023年度（2022年9月1日～2023年8月31日）に職業倫理違反等はありません。

独立性

独立性の保持のための方針及び手続を「監査の品質管理規程」及び「倫理マニュアル」に定めています。

当法人及び社員・職員が、独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年一定時点及び必要となる時点において、「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査しています。また、監査業務ごとに、当該監査に関与する社員・職員に対して、業務開始時、期中および監査意見表明時における独立性に対する阻害要因の有無を確認しています。

独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、これに対応する適切な措置を講じ、その過程を文書化しています。

2023年度（2022年9月1日～2023年8月31日）に独立性に関するルールへの抵触はありません。

ローテーション

公認会計士法及び「倫理規則」等に準拠したローテーションの方針及び手続を「監査の品質管理規程」及び「倫理マニュアル」に定めています。

大会社等の監査業務においては、監査責任者及び審査担当者は7会計期間を超えて関与できず、インターバルは筆頭業務執行責任者である監査責任者は5会計期間、その他の監査責任者は2会計期間、審査担当者は3会計期間を必要としています。

2023年度（2022年9月1日～2023年8月31日）にローテーションルールへの抵触はありません。

監査報酬が独立性等に与える影響

「倫理規則」では、特定の監査業務に対する報酬が、1期目あるいは数期連続して、それぞれ会計事務所等の総収入の一定割合を超える場合に、独立性を阻害する要因になるとされています（「倫理規則」パート4Aセクション410 2.(6)総報酬－報酬依存度）。

2023年度（2022年9月1日～2023年8月31日）における特定の監査業務に対する報酬は最大でも6.4%であり、独立性を阻害する要因のある監査業務はありません。

独立性遵守率

▶ 100 %

特定の監査業務の報酬が
総収入に占める割合の最大値

▶ 6.4 %

品質管理基盤

監査契約の新規の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めています。

関与先の事業内容、財政状態や経営成績、経営者の誠実性、ガバナンスの状況、会計方針、経理能力、内部統制の状況、契約条件、業務リスク（不正リスクを含む）等とともに、当法人の関与先に対する職業倫理の遵守、独立性の保持、監査資源の確保の状況その他の重要事項を検討し、その過程を文書化しています。

監査責任者は、監査契約の新規の締結及び更新が、監査事務所の定める方針と手続に従って適切に行われていることを確かめ、当該契約の新規の締結及び更新の適切性に重要な疑義をもたらす情報を入手した場合には、適宜、報告することが求められます。監査契約の新規の締結にあたっては理事会の承認を、更新にあたっては品質管理責任者（リスクが高いと判断される場合には理事会）の承認を、必要としています。

一不正リスクへの対応

不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の新規の締結及び更新にあたっては、不正リスクを考慮して、監査契約の新規の締結又は更新に伴うリスクの程度を評価します。

十分な監査資源の確保

監査資源の確保のため、監査時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有しているかを検討し、有している場合にのみ、監査契約の新規の締結又は更新をしています。

当法人では、大手監査法人で多種多様な業務を経験してきたパートナーやマネジャーが主として監査業務に当たっています。また、十分に能力を発揮できるよう、稼働率が著しく高くなることがないよう、十分な人数を確保しています。

監査経験年数
 （アソシエイト）
 （除く常勤者）

▶ 17.8 年

業務稼働率
 （アソシエイト）
 （除く常勤者）

▶ 70.8 %

職責	人員数	監査 経験年数	業務 稼働率
パートナー	13人	27.4年	51.7%
シニアマネジャー /マネジャー	25人	14.7年	81.9%
シニアスタッフ /スタッフ	7人	6.2年	81.9%
アソシエイト	14人	5.6年	69.2%

（人員数・監査経験年数は2023年8月末時点。
 業務稼働率は2022年9月～2023年8月の平均。
 いずれも常勤のみ。）

品質管理基盤

監査業務の実施 1/2

監査業務の実施

監査手続の遂行、監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等を「監査の品質管理規程」に定めるとともに、日本公認会計士協会から公表された監査基準報告書、監査・保証基準委員会等の委員会報告や実務指針に準拠した「監査マニュアル」及び監査ツール（ソフトウェア・ツールを含む）を定め、これらに従い監査業務を遂行しています。

なお、上記の方針及び手続には、監査手続の遂行、監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等に関する規定が含まれています。

一不正リスクへの対応

不正リスクに適切に対応できるよう、監査業務に係る監督及び監査調書の査閲に関する方針及び手続を定めています。監査責任者は当該方針及び手続に従って、監査業務の監督及び監査調書の査閲を実施する責任を負います。

専門家の利用

十分かつ適切な監査証拠を入手するために、会計又は監査以外の分野の専門知識を有する個人又は組織の業務を利用する必要があると判断される場合の対応を「監査の品質管理規程」に定め、必要に応じて外部の専門家を利用しています。外部の専門家を円滑に利用するため、以下の専門家と契約を締結しています。

- ▶ 退職給付債務の計算（年金数理人）
- ▶ グループ通算税制等の複雑な税務（税理士）
- ▶ 法務（弁護士）
- ▶ 不動産の鑑定評価（不動産鑑定士）

2023年度（2022年9月1日～2023年8月31日）の外部の専門家の利用数は6件です。

外部専門家
の利用数

▶ 6 件

専門的な見解の問合せ

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に直面した場合の対応を「監査の品質管理規程」に定め、必要に応じて、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討し、その過程を文書化しています。

一不正リスクへの対応

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合の対応を定め、必要に応じて、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討しています。

2023年度（2022年9月1日～2023年8月31日）の専門的な見解の問合せ数は6件です。

専門的な見解
の問合せ数

▶ 6 件

監査上の判断の相違

監査チーム内、あるいは、監査責任者と審査担当者との間などにおいて監査上の判断の相違がある場合には、監査責任者は、品質管理責任者とともに報告された内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を講じるとともに、品質管理責任者は必要に応じて当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決しています。

2023年度（2022年9月1日～2023年8月31日）に監査上の判断の相違は生じていません。

品質管理基盤 監査業務の実施 2/2

監査事務所間の引継

会計監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方において、監査基準報告書900「監査人の交代」に準拠して監査業務の引継を実施することを「監査の品質管理規程」に定め、適切に実施しています。

一不正リスクへの対応

後任の監査事務所に対して、不正リスクへの対応状況を含め、監査上の重要な事項を伝達するとともに、後任の監査人から要請のあったそれらに関する調書の閲覧に応じることを定めています。

また、前任の監査事務所に対して、監査事務所の交代事由、及び不正リスクへの対応状況等の監査上の重要な事項について質問することを定め、実施しています。

監査チームが実施した引継の状況について品質管理責任者に報告しています。

監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存

監査調書は、紙媒体により入手された監査証拠を含むごく一部の監査調書を除き、電子調書を原則としています。

監査調書は、原則として監査報告書ごとにまとめ、その最終的な整理期限は、当該業務に含まれる最も遅い監査報告書日から起算して60日以内としています。

監査調書は、紙調書・電子調書ともに、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性が合理的に確保されるよう管理しています。なお、監査調書の保管期間は原則として10年と定めています。

品質管理基盤

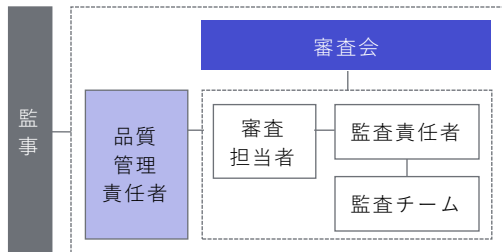
品質管理体制 1/2

品質管理体制

「監査に関する品質管理基準」及び「品質管理基準委員会報告書第1号」に準拠して「監査の品質管理規程」を策定しています。

監査業務の質を合理的に確保するために、監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る品質管理のシステムを整備・運用するとともに、品質管理のシステムの整備及び運用の状況を適切に記録・保存するため文書化しています。

品質管理の体制は下図のとおりです。監査責任者の指示・監督のもと、監査チームが実施した監査手続は、監査責任者が査閲し、審査担当者による審査を受けます。特に重要な検討事項については、合議制で実施される審査会による審査が要求されます。こうした体制が機能していることを品質管理責任者は監視し、必要に応じて是正措置を講じます。この枠組みが適切に機能していることを、監事が監査しています。



審査

「監査の品質管理規程」において審査の詳細を定めています。すべての監査業務について所定の審査の受審を求めており、監査計画の策定及びその修正、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために、十分かつ適切な経験と職位等の資格を有する審査担当者を監査業務ごとに選任し、審査を実施しています。

—不正リスクへの対応

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかを審査担当者が評価し、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、審査担当者が検討しています。

2023年度（2022年9月1日～2023年8月31日）の審査実施率は100%です。

審査会による審査

特に重要な検討事項については、合議制で実施される審査会で審査を実施しています。

2023年度（2022年9月1日～2023年8月31日）の審査会による審査数は11件です。

審査会審査数

▶ 11 件

上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制

公認会計士法施行規則第87条第2号が要求する上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制として、以下のとおり整備しています。

業務の品質の管理に主として従事する公認会計士の選任

業務の品質の管理に主として従事する公認会計士として、監査品質責任者を選任し、品質管理業務に主として従事しています。

業務の品質の管理に係る専任の部署の設置

業務の品質の管理に係る専任の部署として品質管理室を設置し、専任の公認会計士が品質管理業務に従事しています。

なお、品質管理室のほか、倫理・独立性室、会計品質室、品質推進室、イノベーション室、グローバル監査室、IT監査室を設置し、それぞれの業務に複数の公認会計士が兼務にて従事しています。

業務の品質の管理に従事するための十分な時間の確保

監査品質責任者及び品質管理室長並びに品質管理業務に従事する公認会計士については、品質管理業務に要する時間を見積り、年間を通じて必要な時間を確保しています。

品質管理基盤

品質管理体制 2/2

品質管理システムの監視

品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施することを「監査の品質管理規程」に定めています。日常的監視は、独立性の確保、監査契約の締結状況をはじめとする品質管理のシステム全般の整備・運用状況をその検証対象としています。また、定期的な検証は、少なくとも3年に1度はすべての監査責任者が対象となるように実施しています。

品質管理責任者は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、必要に応じて、改善を要する事項を検討し適切な措置を講じています。また、品質管理責任者は、監査責任者及び他の適切な者に対し、不備とこれに対する適切な是正措置を伝達し、監査責任者等は必要な是正措置を適時に実施しています。

一不正リスクへの対応

定期的な検証により、監査契約の新規の締結及び更新、不正に関する教育・訓練、業務の実施、監査事務所間の引継が当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめています。

不服と疑義の申立て

当法人内外からもたらされる情報に適切に対処するため、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めています。不服と疑義の申立てがあった場合には、不服と疑義の申立てを調査し、この調査には必要に応じて法律専門家、監査事務所外の適格者又は他の監査事務所が関与することとしています。

一不正リスクへの対応

当法人内外からもたらされる不正リスクに関する情報は、適時に監査責任者に伝達し、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理責任者に書面で報告しています。

外部検査の状況

監査法人は、日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会の検査を受けることとなっています。

日本公認会計士協会の品質管理レビュー

2022年8月から日本公認会計士協会の品質管理レビューを受け、2022年10月31日付で「品質管理レビュー報告書」及び「改善勧告書」を受領しています。品質管理レビュー報告書における品質管理レビューの実施結果は、以下のとおりです。

品質管理のシステムの整備及び運用の状況：
重要な不備事項のない実施結果

品質管理レビューの結果に基づく措置は、受けていません。

個別の監査業務における品質管理に関する改善勧告事項に対しては、対象の監査チームにて改善措置を策定し、品質管理責任者及び品質管理室がフォローアップを行うとともに、個別監査業務における不備事項発生の根本原因分析を実施し、同様の不備事項の発生を防止するために、研修及び標準調書様式のリリース等による所内への周知徹底を図っています。

公認会計士・監査審査会の検査

公認会計士・監査審査会の検査を受けていません。

品質管理基盤 コミュニケーション

通報制度

監査業務に係る社員・職員の不適切な行為、判断及び意見表明、関連する法令に対する違反、並びに、監査事務所の定める品質管理のシステムへの抵触等に関して、監査事務所内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を「内部・外部通報規程」として定め、運用しています。なお、通報したことも含め、通報者氏名・内容等は一切開示しません。また、通報を理由とした不利益な取扱いも行いません。



弊法人ホームページ ([こちら](#)) に情報提供ホットラインを設置しています。

監査役等との品質管理システムに関する協議

会社計算規則131条に基づく「会計監査人の職務の遂行に関する事項に関する通知書」を準備し、定期的及び更新の都度、監査先の監査役等に品質管理システムの状況を説明し、協議しています。

品質管理基盤

金融機関監査への対応

金融機関監査への対応

金融機関の監査は、

- ▶ 金融機関に特有の事象や状況があり、特有の会計処理がある
- ▶ 金融機関の監査に特有の監査ツールが必要となる
- ▶ 膨大なデータの処理を求められることが多い

点で、一般事業会社の監査とは異なります。

たとえば、銀行業の監査における重要な監査要点である貸出金等の自己査定の検証に際しては、自己査定の仕組みや関連する会計基準を理解し、膨大な自己査定データを処理してリスクの高い項目を的確に抽出し、個々の自己査定を適切に検討することが求められます。

当法人では、金融機関の監査で必要となる人財・ツール・システム環境を整え、各種金融機関※の金融商品取引法監査・会社法監査に対応しています。

地方銀行 信用組合 信用金庫 労働金庫	証券会社
リース会社	ファンド

※大規模な金融機関を除きます。

豊富な金融監査人財

金融行政の監督官庁への出向経験を有する人財を複数擁するなど、地方銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・証券会社・リース業等の金融機関の監査経験を有し、金融機関特有の会計処理を熟知する人財が豊富に揃っています。

また、金融部を設置し、金融機関監査のナレッジの蓄積を図っています。

金融監督官庁
出向経験者数

▶ 3名

金融部所属者の
金融監査
平均従事年数

▶ 16.0年

デジタルへの対応

金融機関の監査で求められる膨大なデータの処理・分析に対応するため、データ解析の専門家の指導のもと、大規模なデータを処理するセキュアな環境をクラウド上に整えています。

独自の監査ツール

銀行業・証券業など業種ごとのリスク及びリスク対応手続をデータベース化し、網羅的なリスク対応手続の立案と実行を実現しています。また、金融機関監査で必要となる各種ツールを独自に開発し活用しています。

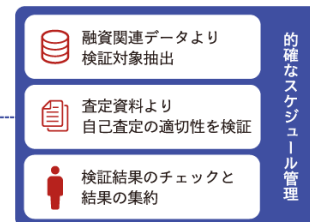
自己査定^{みなて}navi

銀行業の監査で最も重要な監査手続は、自己査定の検証です。自己査定の検証においては以下のような手続が必要であり、高度なデータ処理と進捗管理が求められます。

- ▶ 膨大な融資関連データをもとに、自己査定を誤るリスクが高い融資先を抽出する
- ▶ 融資先ごとの情報を的確に整理し、判断基準を漏れなく検証し、自己査定の適切性を検証する
- ▶ 融資先ごとの自己査定の検証結果をダブルチェックし、結果を集約する
- ▶ 上記のプロセスを的確にスケジュール管理する

当法人では「かなで自己査定 Navi」を独自開発し、上記の手続がスムーズに実行できるよう、体制を整えています。

自己査定^{みなて}navi



組織・ガバナンス基盤

ガバナンスとは、組織価値の維持・向上を目的とする組織統治、あるいはその仕組み、構造等です。

私たちは、監査法人の価値を計る重要な指標のひとつが、私たちが実施する監査によってもたらされる関係者の安心及び信頼の総和であると考えています。

したがって、監査の品質が最も重要であり、その確保のために、倫理感の保持を基礎として、社会的使命感の保持、緊密なコミュニケーション、最新のテクノロジー、良好な労働環境等、そして、それらを実現するためのマネジメント力及び組織構造が求められます。

私たちは、このようなガバナンス構造を「かなでの約束」として定め、監査法人としての価値の維持・向上を目指しています。



監事
白井 正

組織・ガバナンス基盤 ガバナンス

アドバイザリーボード

アドバイザリーボードは、独立した立場から、当法人の業務運営等に関する重要事項について理事会及び監事に意見を述べるとともに、理事会の運営並びに理事及び監事の職務の執行について評価し、定時社員総会において評価結果の報告を行っています。アドバイザリーボードのメンバーは、会計、監査、財務、法務及び企業経営などに関し識見を有する者から、社員総会の決議に基づき選任しています。

会議体

健全な組織風土を醸成するには、充実したコミュニケーションが重要です。職層ごとあるいは職層を超えた会議体を設定し、頻度の高いコミュニケーションを実践しています。

なお、当法人の職員には、公認会計士やその他専門家のほかに、アソシエイトと呼称する一般職が含まれます。また、当法人では非常勤の専門要員が活躍しています。本報告書において「社員・職員」とは、原則として、非常勤を含むすべての社員・職員を指します。

会議体	開催頻度	参加者
社員総会	年1回+必要な都度	社員
アドバイザリーボード	2か月に1回	アドバイザー及び理事・監事
理事会	月次+必要な都度	理事・監事
審査会	必要な都度	審査会メンバー
情報セキュリティ委員会	必要な都度	委員会メンバー
経営会議	原則として週次	社員
運営会議	原則として月次	常勤の社員及びマネジャー以上の職員
エリア会議	原則として月次	常勤の社員・職員
全体会議	四半期に1回	常勤の社員・職員

非監査業務への取り組み

アドバイザリー業務等の非監査業務の経験は、会計監査の質の向上につながる貴重な知見を得る機会であり、社員・職員の貴重な育成機会であると考えています。会計・監査業務に隣接する業務領域である株式上場支援業務、M&A支援業務、事業再生支援業務等に、積極的に取り組んでいます。また、社員・職員が副業を通じて税務業務その他非監査業務を経験することに賛同しています。

ただし、監査先への非監査業務の提供は、監査の独立性の観点から慎重に判断し、独立性に抵触する懸念がある場合には実施しません。

組織・ガバナンス基盤 理事及び監事略歴 1/2



篠原 孝広
理事長

1986年10月 サンワ・等松青木監査法人
(現有限責任監査法人トーマツ) 入所
1990年4月 公認会計士登録
1999年6月 監査法人トーマツパートナー 就任
2020年9月 有限責任監査法人トーマツ 退所
2020年10月 かなで監査法人設立
理事長 就任 (現任)
2021年6月 長野県労働金庫理事 就任 (現任)

上場企業の監査のほか、株式上場、J-SOX・IFRS・SAP等導入支援、M&A、事業承継等の業務に従事。大手商社や金融機関から製造業・飲食業・ソフトウェア業等多様な業種に関わる。

有限責任監査法人トーマツ在職中は、静岡事務所長として、地方中核企業の株式上場支援業務に関わるとともに、経営管理及び会計制度の整備等を通じて企業の成長を支援する。

かなで監査法人を設立、理事長に就任。法人全体を取りまとめる。静岡県静岡市在住。



石井 宏明
理事 業務開発責任者

1990年10月 監査法人トーマツ
(現有限責任監査法人トーマツ) 入所
1994年3月 公認会計士登録
2006年6月 監査法人トーマツパートナー 就任
2020年7月 有限責任監査法人トーマツ 退所
2020年10月 かなで監査法人設立
理事 業務開発責任者 就任 (現任)

製造業・小売業・外食業・サービス業・情報通信業等幅広く法定監査の監査責任者を務める。

有限責任監査法人トーマツ在職中は、監査業務に加え、株式上場支援業務に従事するとともに、M&Aに関する支援、事業再生に関する支援、経営管理助言等、企業のライフステージに合わせた企業価値向上のために取り組んだプロジェクトは200件を超える。

かなで監査法人を設立、業務開発責任者に就任。東京都練馬区在住。



杉田 昌則
理事 品質管理責任者

1995年10月 監査法人トーマツ
(現有限責任監査法人トーマツ) 入所
1999年4月 公認会計士登録
2007年6月 監査法人トーマツパートナー 就任
2020年8月 有限責任監査法人トーマツ 退所
2020年10月 かなで監査法人設立
理事長 就任 (現任)
2021年6月 株式会社サンクゼール取締役監査等委員
就任 (現任)

製造業・建設業・卸小売業・金融機関等の法定監査の監査責任者を務める。経営管理を中心とするコンサルティングに多数携わり、若手経営者向けの経営管理セミナーは好評を博す。

有限責任監査法人トーマツ在職中は、監査品質の向上と監査業務の変革を進める各種プロジェクトに参画、イノベーションをリードする。

かなで監査法人を設立、品質管理責任者に就任。監査品質の向上と監査業務の改善を進める。長野県長野市在住。



松浦 竜人
理事 人財責任者

1996年10月 監査法人トーマツ
(現有限責任監査法人トーマツ) 入所
2001年4月 公認会計士登録
2000年1月 金融庁入庁
2012年7月 監査法人トーマツパートナー 就任
2020年9月 有限責任監査法人トーマツ 退所
2020年10月 かなで監査法人設立
理事 人財責任者 就任 (現任)
2022年12月 株式会社学研ホールディングス社外監査
役 就任 (現任)

金融機関・小売外食業・製造業・不動産業・建設業等の法定監査の監査責任者を務める。

金融庁では公的資金注入審査や金融検査に従事する。

有限責任監査法人トーマツ在職中は、さいたま事務所にて株式上場、内部統制高度化、事業計画策定、事業承継等支援業務に従事、さいたま市包括外部監査人を務める。

かなで監査法人を設立、人財責任者に就任。働き甲斐と働きやすさの実現を目指す。

群馬県伊勢崎市出身、埼玉県さいたま市在住。

組織・ガバナンス基盤 理事及び監事略歴 2/2



高村 藤貴
理事 財務総務責任者

1998年10月 監査法人トーマツ
(現有限責任監査法人トーマツ) 入所
2001年4月 公認会計士登録
2012年7月 監査法人トーマツパートナー 就任
2020年9月 有限責任監査法人トーマツ 退所
2020年10月 かなで監査法人設立
理事 財務総務責任者 就任 (現任)

北陸3県(福井・石川・富山)を中心に、上場会社や上場準備会社等の監査業務とともに、株式上場、J-SOX導入、IFRS導入、M&A、事業承継等の業務に従事する。

有限責任監査法人トーマツ在職中は、本部にて利益管理、監査調査管理、社員ローテーション管理、複雑な規制対応等を含め組織運営管理を担当する。

かなで監査法人を設立、財務総務責任者に就任。財務戦略策定や組織運営管理をリードする。

石川県金沢市在住。



矢部 誠
理事 IT責任者

2005年11月 監査法人トーマツ
(現有限責任監査法人トーマツ) 入所
2012年8月 有限責任監査法人トーマツ
パートナー 就任
2020年12月 有限責任監査法人トーマツ 退所
2023年4月 かなで監査法人入所
理事 IT責任者 就任 (現任)

外資系金融機関等でのシステムトレーディングや金融サービス基盤全般の企画・設計・開発・運用に携わった後、有限責任監査法人トーマツに入所。ITリスク評価、情報セキュリティ・プライバシー関連アドバイザー、不正調査、フォレンジック業務を担当。また、データ分析コンサルティング事業を立ち上げ、先進分析手法やビッグデータ分析・活用基盤の研究開発をリードする。

かなで監査法人にてIT責任者に就任。

神奈川県横浜市在住。



白井 正
監事

1981年9月 デロイト・ハスキングズ・アンド・セルズ
(現有限責任監査法人トーマツ) 入所
1984年4月 公認会計士登録
1993年6月 監査法人トーマツパートナー 就任
2020年9月 有限責任監査法人トーマツ 退所
2020年10月 かなで監査法人設立
監事 就任 (現任)
2022年6月 株式会社第四北越フィナンシャルグループ
取締役監査等委員 (現任)

商社や航空会社等でのシステム開発コンサルティングに現場責任者として参加した後、監査業務に転籍。製造業、小売業、金融業、ソフトウェア開発業、公的機関等の様々な業種・分野の監査業務や多くの株式上場支援業務に責任者として関与する。

有限責任監査法人トーマツ在職中は、新潟事務所長、ボードメンバー(監査委員長)、監査デリバリーセンター長等を歴任する。

かなで監査法人を設立、監事に就任。

新潟県新潟市在住。

人的基盤

監査法人にとって最も重要な財産は「人」であり、私たちは「かなでの約束」にて、人を重視し、社職員が人間的魅力を高めること、メンバーが安心して働ける環境と働き甲斐を実現することを掲げています。

ステークホルダーの期待に応える高品質な監査やアドバイザリーサービスを提供するためには、社員・職員一人一人がプロフェッショナルとしての価値を最大限発揮すること、組織として最大のパフォーマンスを発揮すること、が重要になります。

そのためには、さまざまな能力・経験を有する人財の採用・育成が重要であり、また、共通の価値観の下、お互いを尊重し、一人一人の強みを活かすあう組織風土が必要であると、考えています。



理事
人財担当
松浦 竜人

人的基盤 採用／評価／選任

採用

社員・職員の採用にあたっては、採用計画に従い、書類選考及び面談により、当法人の価値観を共有し、当法人の業務の遂行に必要な適性及び能力を有し、適切な資質をもった誠実な人財を採用しています。

入所時には、「かなでの約束」を含む経営理念を伝達するとともに、監査品質の確保のための入所時研修を実施しています。

評価

評価においては、監査業務の品質管理を最重視し、能力、適性、業績を考慮して実施し、当該評価結果を昇給あるいは昇格及び人材育成に反映しています。監査業務の品質管理の評価には、審査担当者等の見解を取り入れています。また、個々人が不得手とする領域については、テーマ別勉強会等を開催することにより、研鑽を重ねています。

選任

監査チームのメンバーの選任は、業務内容と複雑さが類似した業務の実務経験や適切な訓練を通じて得られた監査業務の理解の程度、関与先が属する産業に関する知識、職業的専門家としての判断能力やコミュニケーション能力等を考慮し、十分な時間が確保されるよう配慮して、監査業務の遂行に必要な適性及び能力を有する社員・職員をそれぞれの監査業務に選任しています。

なお、監査チームのメンバーは常勤職員を中心としています。2023年12月31日時点の総人員のうち常勤者率（FTE※ベース）は90.7%です。

※FTE：Full-Time Equivalent。フルタイム勤務者換算
 ー不正リスクへの対応

監査チームの組成にあたっては、識別した不正リスクに応じて、不正に関する知識や能力を考慮してメンバーを選任します。なお、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、監査の過程で識別した不正リスクを含む重要な事項を後任の監査責任者に適切に伝達することを定めています。

総人員のうち
 常勤者率(FTE)
 ▶ 90.7 %

非常勤者

当法人では、非常勤勤務、時短勤務やフレックスタイム制を組み合わせ、それぞれの方にとって最適な働き方を実現できるよう、柔軟に対応しています。

非常勤者の採用、教育・訓練について、常勤者と変わるところはありません。

2023年12月31日時点
 の非常勤者数は26人
 です。

非常勤者数
 ▶ 26 人

IT専門家

当法人では、常勤のIT専門家が中心となって、IT環境の理解、IT全般統制・自動化された情報処理統制の検証を実施しています。

2023年12月31日時点のIT専門家数は9名（うち非常勤2名）です。

なお、IT専門家には
 公認会計士であるIT
 専門家を含みます。

IT専門家数
 (うち非常勤人数)
 ▶ 9 人
 (2人)

人的基盤 教育・訓練

監査実施者の教育・訓練

公認会計士の教育・訓練にあたっては、必要とされる適性や能力を維持し開発するため、日本公認会計士協会による継続的専門能力開発制度であるCPDの必要単位の取得を義務付けるとともに、日本公認会計士協会が提供する研修のうち品質管理上特に重要と考えられる研修を指定し、受講を義務付けています（指定研修）。また、四半期に一度、その時々が必要と考えられるテーマについて独自開発した教材に基づく集合研修（独自研修）を実施しています。

なお、独自研修はeラーニング化し、対象者全員の受講を義務付けています。

—不正リスクへの対応

社員・職員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供しています。

2022年研修年度（2022年4月1日～2023年3月31日）の公認会計士の研修受講平均時間は46.5時間、指定研修受講率・独自研修受講率はいずれも100%です。

研修受講平均時間

▶ 46.5 時間

指定／独自研修
受講率

▶ 100 %

会計又は監査の専門家（会計又は監査の分野において専門知識を有する個人）の研修プログラム

	ビジネススキル				テクニカルスキル					
	ベーススキル		ソフトスキル	PCスキル	言語スキル	ベーススキル			トピックススキル	
S	職業倫理 独立性 コンプライアンス	情報セキュリティ ・ITスキル	ビジネスマナー	エクセル・ワード	TOEIC・英会話等 希望がある場合に補助	監査証拠	サンプリング	CPD研修	春夏秋冬期研修 (会計・監査トピック)	CPD指定 研修
SS			ロジカルシンキング	ビジュアライゼーション		リスク評価	分析の実証手続			
M			タスクマネジメント	オートメーション		科目別監査手続	内部統制			
SM			プレゼンテーション	パワーポイント		監査計画・結論	監査マニュアル			
P			リーダーシップ							
			コーチング							
			マネジメント							
						テーマ別勉強会				

人的基盤 働き方

多様な働き方

1日6時間だけ働きたい人、週休3日を希望する人、時間帯をズラして働きたい人、副業している人。現在置かれている環境や求める自己実現・ワークライフバランス等にはさまざまな希望があります。

このため、公認会計士・IT専門家・アソシエイトを問わず、非常勤勤務、時短勤務やフレックスタイム制を組み合わせ、それぞれの方にとって最適な働き方を実現できるよう、柔軟に対応しています。

フレキシブルな働き方を推奨する各種制度（右記）や、人に優しい組織風土は女性職員にも評価されています。2023年12月31日時点の女性比率は33.9%です。

時短勤務者数

▶ 8人

女性比率

▶ 33.9%

適切な給与水準

当法人は、大手監査法人と同水準の、中堅企業・地方中核企業・成長企業に特化した、適切な監査品質を目指して活動しています。同じ水準の品質を実現するためには、同じ水準の人財（公認会計士・IT専門家・アソシエイト）が必要であり、同じ水準の給与・賞与が必要です。

当法人は、大手監査法人と同水準の給与・賞与を設定しています。

多様な働き方を支える制度

監査業務の提供に際して監査チームとして最大のパフォーマンスを発揮するために、監査チーム内や監査先とのコミュニケーションを円滑に遂行できるよう、各自が責任感を持って行動することが前提として、以下の制度を導入しています。

フレックスタイム制

完全フレックスタイム制を採用しています。勤務時間を1日7時間とし、コアタイムはありません。

時短勤務

育児、介護、副業等による時短勤務の必要があると認められた場合には、時短勤務ができます。

在宅勤務

業務に支障がない限り、在宅勤務は自由です。

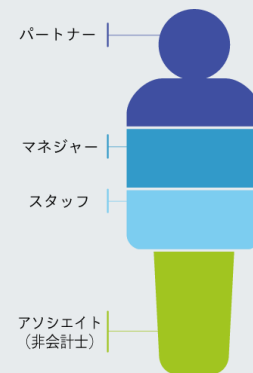
副業

副業は、経済社会で活躍できる実力を養成する良い機会です。社外役員・税務業務等、当法人内では経験できない業務であり、その経験が法人にも還元されると認められた場合には、一定の上限までの副業を認めています。（利益相反や独立性の観点から一定の制限を設けるとともに、人財責任者による承認が必要となります。）

かなで監査法人が目指す人財構成

「かなでの約束」に掲げているとおり、当法人はメンバーが安心して働ける環境と働き甲斐を実現したいと考えています。そのためには、ほとんどの人財がパートナーになれない組織も、十分な経験を経ることなくパートナーになれてしまう組織も、適切ではないと考えています。

努力を重ねて自身の能力を開発した人財が適切に昇格し、長期間働くことができる人財構成を、当法人は前提に置いて組織を運営しています。



IT基盤

IT基盤・デジタルツールの開発・運用は、監査業務実施時のITガバナンスや情報セキュリティ上の安全性を確保しつつ、最大効率で業務実施できることを目的としています。

いつでもどこからでも業務ができるIT基盤を、非常勤の職員や外部の専門家を含めたすべてのメンバーに提供すること、監査先との円滑なコミュニケーション手段を提供すること、現場発信でのデジタルツールの開発・運用を支えることを通じて、当法人の監査品質を支えています。

また、これらを実現するために、情報セキュリティの面で妥協することなく、大切な情報資産を守っています。



理事
IT責任者
矢部 誠

IT基盤

独自開発のデジタル監査ツール 1/2

デジタル監査ツール

監査先のデジタル化の進展にあわせ、また、効果的で効率的な監査の実現のため、独自の監査ツールを開発し、監査に活用しています。

監査先とのシームレスなやり取りを実現するプラットフォーム **かなで connect**

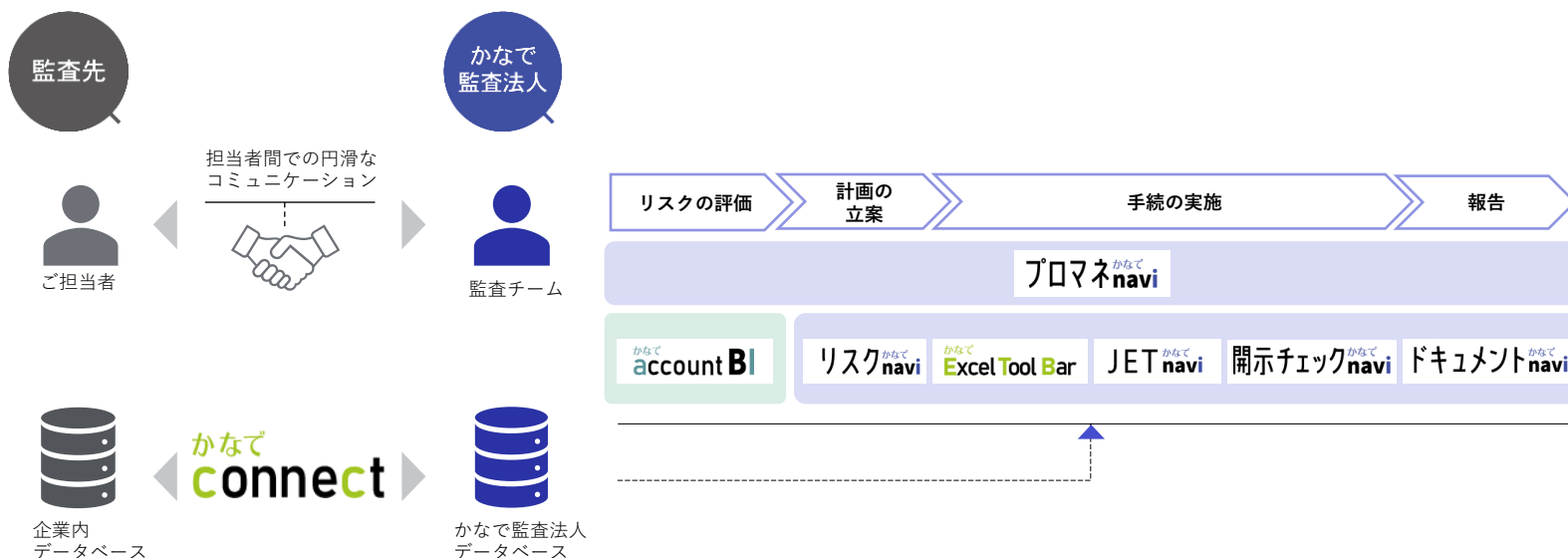
監査先との資料のやり取りをセキュアかつシームレスに実現するプラットフォームが、かなでconnectです。資料依頼状況や提出状況が即時に反映され、期日管理や質問管理も一元的に実施できます。監査先とストレスなくつながることで、迅速かつ正確で効率的なコミュニケーションを実現しています。

監査スケジュールの管理支援システム

プロマネ **かなで navi**

個々の監査業務の各タスクの進捗状況を把握し、期日が近づいている／経過している未了タスクをチームメンバーに自動でメール通知するシステムが、かなでプロマネnaviです。

重要な監査業務の実施漏れを防止するとともに、適切な時期に適切な業務を実施し、監査工数の平準化に貢献しています。



IT基盤

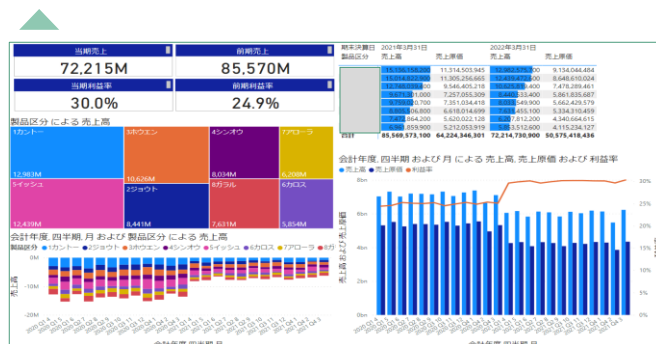
独自開発のデジタル監査ツール 2/2

リアルタイム監査を実現するビジュアライズツール

かなで account BI

監査先の仕訳データ、売上データ、購買データ等の全量データを共通のプラットフォーム上で連携し、迅速にビジュアル化、異常値を検出するツールが、かなで account BIです。

適時に不正や誤謬の兆候や変化を識別し、効果的かつ速やかに監査手続を開始できます。また、ビジュアル化されたデータを介して、経営者との深度ある対話を実現し、課題の早期対応に貢献しています。



監査サンプリング等の表計算上の操作を簡単に実施するツール

かなで Excel Tool Bar

Excel上で監査手続の実施及び監査調書の作成をサポートするマクロ集が、かなでExcel Tool Barです。無作為抽出や金額的単位抽出を実施するツールのほか、分析の手続のためのデータ加工や、手作業では煩雑な監査調書上の書式の加工などを自動化しており、監査業務の効率化を実現しています。

リスク・アプローチを確実に実現するリスク対応計画支援システム

かなで リスクnavi

主要な勘定科目ごとの標準的なリスク及びリスク対応手続をデータベース化し、指定された条件に基づき、必要な勘定科目のリスク及び対応手続を一覧化、内部統制監査手続書・実証手続監査手続書を自動生成するツールが、かなでリスクnaviです。監査計画の立案を支援し、リスク・アプローチに基づく効果的かつ効率的な監査を実現しています。

複雑な文書作成を標準化・自動化する文書作成支援システム ドキュメントnavi

監査報告書等の作成プロセスを標準化・自動化するツールが、かなでドキュメントnaviです。従前は手作業で作成していた文書を、定型的な質問に答えるだけで自動で作成します。監査業務の自動化により、本来時間を割くべき高度な判断や監査先とのコミュニケーションに注力する時間を創出しています。

このほかにも、正確性・効率性を向上するためのさまざまなツールを実装しています。

仕訳入力テストのための JETnavi

文書比較を容易化する 開示チェックnavi

財務基盤

監査先との対等な関係を構築するとともに、監査品質への取組みを推進し、人財やITへの投資を継続していく上で、法人の十分な財務基盤の確保は重要です。また、監査による保証機能の発揮の観点から、有事における損害賠償責任の履行義務に耐えうる体制を整えることは監査法人としての責務であると考えています。

かなで監査法人は、パートナーが法人の債務を無限連帯責任により保証する法人形態を採用し、また、法人自体の財務基盤を強固にすることを重視し、制度を設計してきました。

ステークホルダーの皆様の期待に応え続けるため、これからも十分な財務基盤の維持・確保に努めてまいります。



理事
財務総務担当
高村 藤貴

財務基盤

財務の安定性の確保

持続可能な監査事務所であるためには、安定した財務基盤が求められます。このためには、監査先数・売上高・人員数に一定程度の規模が必要であるとの考えから、人財が確保されていることを大前提として、監査業務の受託を進めています。

監査先数・売上高・人員数の推移はP.8「法人概要」に記載のとおりです。

このほか、以下の対応により、財務の安定性を確保しています。

- ▶ 無限責任社員が相互に監視・牽制し合いながら責任を持って法人運営をすべきとの考えから、有限責任監査法人制度は採用しない方針です。
- ▶ パートナーは職責に応じた所定の出資金の拠出を行っています。
- ▶ 利益が計上された場合には、その一定割合を内部留保することとしています。
- ▶ 法人から退所するパートナーは出資金額を超えて剰余金の分配を要求できません。
- ▶ 公認会計士職業賠償責任保険及びサイバーリスク保険に加入しています。

なお、特定の監査先の報酬依存度が高い場合には、独立性を脅かすリスクが生じますが、P.15「風土の醸成並びに職業倫理及び独立性」に記載のとおり、独立性を阻害する要因のある監査業務はありません。

(単位：千円)

	第1期 2020年10月1日から 2021年8月31日まで	第2期 2021年9月1日から 2022年8月31日まで	第3期 2022年9月1日から 2023年8月31日まで
売上高			
監査証明業務	65,585	319,238	561,718
非監査証明業務	23,295	50,917	74,322
合計	88,880	370,155	636,040

※ 監査証明業務は監査業務を、非監査証明業務はアドバイザー業務を指します。

国際対応基盤

グローバルゼーションは中堅企業・地方中核企業・成長企業にも広く浸透しており、当法人にとって、海外子会社等の監査対応は、高品質な監査を実現するために高度に整備されるべき機能です。

海外子会社等の監査は、地理的要因、言語・法律・税制・会計基準の相違など、国内子会社とは異なる配慮が必要となり、また、現地監査人を関与させる場合にはコミュニケーションやコントロールも重要です。

これらの実現のため、当法人ではIFRS・USGAAPなど海外の会計基準等のナレッジ蓄積、多言語による監査指示書などのツール開発、バイリンガルの採用・育成など組織的な対応基盤を強化するとともに、海外との積極的なコミュニケーションを図っています。



社員
グローバル監査室長
加藤 博久

国際対応基盤

海外子会社等の監査

海外展開する監査先の海外子会社等の監査に際しては、国際監査基準に従い、以下の対応を取っています。

- ▶ 外国語に堪能な社員・職員（海外勤務経験者を含む）を一定数確保しています。2023年12月31日時点の海外勤務経験者数は8名です。
- ▶ 海外子会社等の監査人の独立性・能力等を評価しています。
- ▶ 海外子会社等の監査人に対する監査指示書等を独自に準備しています。
- ▶ メール及びオンライン面談等により、海外子会社等の監査人と十分なコミュニケーションを図っています。
- ▶ 必要に応じて、海外子会社等に自ら訪問するとともに、現地にて海外子会社等の監査人と面談しています。

海外勤務経験者数

▶ 8人

グローバルネットワークへの加入状況

現時点では、グローバルネットワークには加入していません。

アドバイザーボードによる評価

アドバイザーボードによる評価 1/2

アドバイザーボードは、2か月に1回の頻度で開催され、当法人の業務運営等に関する重要事項について理事会及び監事に意見を述べるとともに、理事会の運営並びに理事及び監事の職務の執行について評価し、定時社員総会において評価結果の報告を行っています。

当法人は、創業から日が浅く、事業規模の拡大が続いており、各種基盤の整備に継続的に取り組んでいるところであるため、対処すべき課題は少なくありませんが、第3期会計年度（2022年9月1日から2023年8月31日まで）における理事会の運営並びに理事及び監事の職務執行の状況についてのアドバイザーボードの評価結果は、以下のとおりです。

理事会の運営並びに理事及び監事の職務執行は、適切に行なわれているものと認めます。

アドバイザーボードのメンバーは、会計、監査、財務、法務及び企業経営などに関し識見を有する者から、社員総会の決議に基づき選任しています。



鈴木 昌治
アドバイザーボード議長

公認会計士。

元日本公認会計士協会常務理事・副会長。常務理事として品質管理、人材育成、総務などを担当。副会長として監査、自主規制（品質管理、監査業務審査、綱紀審査）を担当。

元有限責任監査法人トーマツパートナー。上場企業の会計監査や株式公開業務の責任者を担当。

現在は上場会社の社外取締役などを務める。

監査法人の主たる経営課題は監査品質の向上と人材の育成であり、そして、その基盤となるのがガバナンスの強化です。これらの課題は監査法人の規模の大小の区別なく常に求められます。特に、公認会計士法の改正により「上場会社等監査人登録制度」が法定化されたことにより、この要求はより厳格となりました。これを受けて、特に最近、新たな監査契約を大手監査法人から引き継いでいる中小監査法人に対して、監査品質の向上がより強く求められています。

当法人も、大手監査法人等から監査契約を引き継ぐことにより業容を拡大していますが、設立当初から将来の成長を意識し、業務体制の整備や監査品質の向上、人材の育成等に積極的に取り組んでいます。その結果、当法人は設立後3年が過ぎたところですが、社員・職員の努力により、高い監査品質を保持する中小監査法人として、順調に成長していると評価しています。

当法人が、資本市場から信頼される監査法人として、今後も成長・発展できるよう、アドバイザーボード議長として自己の知見を活用していきたいと考えています。

アドバイザーボードによる評価 2/2



兼田 克幸
アドバイザーボード・メンバー

北海道大学名誉教授。

旧大蔵省、金融庁、証券取引等監視委員会などの勤務を経て、2005年4月、北海道大学大学院経済学研究科（会計専門職大学院）教授に就任。その後、2010年4月から2019年3月まで、岡山大学大学院社会文化科学研究科教授。

専門は、金融商品取引法、コーポレート・ガバナンス、財務会計論。現在、成城大学講師、国税庁税務大学校講師など。

主な著書に『連結財務諸表制度詳解』（共著、中央経済社、2000/6）などがある。

当法人では、「かなでの約束」を経営理念として、円滑で風通しのよい職場環境の整備や被監査会社とのコミュニケーションを大切にしたいと、中小監査法人として将来を見据えた業務運営に臨んできています。また、「上場会社等監査人登録制度」の法定化や「監査法人のガバナンス・コード」の適用を踏まえて、監査品質のさらなる向上に向けて、業務管理体制の整備、陣容の拡大、デジタル化の推進等をはじめ、情報開示の強化にも取り組んできています。これらの基盤整備については、事業規模の拡大に合わせて、継続的に取り組んでいくことが求められます。

現在、企業経営の面では、持続的な成長に向けたSX（サステナビリティ・トランスフォーメーション）や人的資本経営の推進が強く叫ばれており、変革の時代を迎えています。このことは、監査法人の業務運営についても言えると思われます。会計監査を巡る環境が急速に変化している中、「変革の時代に対応した多様な人材の育成・確保」や「組織内のメンバーが長く働きやすい職場環境の整備」を行なっていくことは、監査の品質向上を図っていく上で、特に重要であると考えられます。

当法人のさらなる発展に向けて、独立した第三者として、適切なアドバイスを行なっていきたいと考えています。



市川 育義
アドバイザーボード・メンバー

公認会計士。

金融庁公認会計士・監査審査会委員、企業会計審議会専門委員、日本公認会計士協会理事、等を歴任。

元有限責任監査法人トーマツパートナー。現在は、上場会社の社外役員、公認会計士試験試験委員、大学院非常勤講師などを務める。

主な著書に『企業結合会計ガイドブック』（単著、清文社、2004/5）、『法律家のための企業会計と法の基礎知識』（共著、青林書院、2018/2）等がある。

かなで監査法人は、2020年10月に設立された以降、3期を経過したところでありますが、業績推移等を見ても明らかなように、年々規模を拡大しており、成長が著しいといえます。このため、アドバイザーボード・メンバーとしても、今後の当法人の成長を支える体制整備を強化するため、品質管理はもちろんのこと、組織設計、ITツールの開発・活用、国際対応など、将来を見据えたプロアクティブな対応がこれまで以上に必要段階にあると認識しています。

理事長をはじめ各理事においても、このような認識の下、各種基盤整備に努めており、その取組内容は本報告書でも説明されているとおりです。特に、未来の監査をイメージした上で、それに向かってITツールの開発やIT基盤の整備を積極的に進めている点は、注目に値するとして評価しています。

上場会社を監査する監査法人等においては、上場会社監査に関する登録制の法定化に伴い、「監査法人のガバナンスコード」に沿った業務管理体制の整備や情報開示の充実が求められており、今後は、特に中小監査法人等における運用状況が問われます。当法人の監査をしっかり監督していきたいと思っています。

監査法人のガバナンス・コード の適用状況

当法人は「監査法人のガバナンス・コード」を採用しています。

監査法人が果たすべき役割 1/2

原則1

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

No	指針	対応状況
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	理事長は、監査品質を最優先に行動することを冒頭に掲げた「かなでの約束」を、社員職員全員が参加し四半期に一度開催される全体会議等にて、明確に一貫して繰り返し示しています。また、すべての社員・職員に対し、監査品質を重視する旨の理事長からのメッセージを定期的に発信しています。
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	すべての社員・職員が共通に保持すべき価値観を「かなでの約束」に示しています。すべての社員・職員は、この「かなでの約束」を指針として、行動しています。
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	評価においては、監査業務の品質管理を最重視し、能力・適性・業績を考慮して実施し、当該評価結果を昇給あるいは昇格及び人材育成に反映しています。監査業務の品質管理の評価には、審査担当者等の見解を取り入れています。また、個人が不得手とする領域については、テーマ別勉強会等を開催することにより、研鑽を重ねています。
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	組織規模が小さいこともあり、フラットでコンパクトな組織となっています。社員が参加する経営会議、マネジャー以上が参加する運営会議、エリア別に開催するエリア会議では、会計監査を巡る課題や知見・経験を共有し、活発な議論が行われています。全体会議は職位に関わらず発言できる開放的な雰囲気運営されています。
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	アドバイザー業務等の非監査業務の経験は、会計監査の質の向上につながる貴重な知見を得る機会であり、社員・職員の貴重な育成機会であると考えています。会計・監査業務に隣接する業務領域である株式上場支援業務、M&A支援業務、事業再生支援業務等に、積極的に取り組んでいます。また、社員・職員が副業を通じて税務業務その他非監査業務を経験することに賛同しています。ただし、監査先への非監査業務の提供は、監査の独立性の観点から慎重に判断し、独立性に抵触する懸念がある場合には実施しません。また、社員・職員の副業は、利益相反や独立性の観点から一定の制限を設けるとともに、人材責任者による承認を義務付けています。

監査法人が果たすべき役割 2/2

原則1

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

No	指針	対応状況
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	グローバルネットワークには加入していません。また、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営は行っていません。 なお、監査のデジタル化を促進するための子会社としてAud×IT株式会社があります。

組織体制（経営機能）

原則2

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

No	指針	対応状況
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	月次及び必要に応じて随時開催される理事会における闊達な議論のもと、法人の経営方針の決定と経営管理、職業倫理及び法令の遵守状況の管理、品質管理方針の決定等にかかる、課題の認識及び解決を図っています。
2-2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ▶ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ▶ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ▶ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備 	<p>最高意思決定機関である社員総会が理事及び監事を選任し、理事・監事が参加する理事会が、左記事項を含む業務運営を審議し、決定しています。左記事項における具体的な対応は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような監査上の重要な事項については、合議制で実施される審査会で審査を実施しています。 ▶ 経済環境等のマクロ的な観点を含む分析のため、FSBIやaccount BI等の監査ツールを整えています。また、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行うため、コミュニケーションのための標準様式を整えています。 ▶ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成に向けて、社員が参加する経営会議、マネジャー以上が参加する運営会議を情報共有や議論の場として活用しています。人事管理・評価等に係る体制は、人材責任者のもと、整備しています。 ▶ 積極的なテクノロジーの有効活用を含むIT基盤の実装化を、品質管理責任者のもと、イノベーション室が検討し実施しています。情報セキュリティ全般に係る審議・決定機関として情報セキュリティ委員会を設置しています。
2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	理事は、監査業務の遂行能力のみならず、法人の組織運営能力を考慮して選任しています。各理事の担当領域を定め、各理事が担当領域に関する情報収集・リスク分析、効率的・効果的な業務運営の検討をリードしています。

組織体制（監督・評価機関） 1/2

原則3

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

No	指針	対応状況
3-1	<p>監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	<p>理事会を監督する機関として、監事を選任しています。監事は、理事会の運営並びに理事の職務の執行又は職員の業務の遂行を公正不偏の立場で監査し、監査を通じてかなで監査法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与することを、職責としています。</p>
3-2	<p>監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p>	<p>組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、独立性を有する第三者で構成されるアドバイザーボードを設置しています。 アドバイザーボードは、2か月に1回の頻度で開催され、独立した立場から、当法人の業務運営等に関する重要事項について理事会及び監事に意見を述べるとともに、理事会の運営並びに理事及び監事の職務の執行について評価し、定時社員総会において評価結果の報告を行っています。</p>
3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ▶ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ▶ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ▶ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ▶ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ▶ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	<p>アドバイザーボードは以下の業務を役割としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ▶ 組織的な運営の実効性に関する評価 ▶ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の諮問 ▶ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の評価 ▶ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価 ▶ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換の状況の評価

組織体制（監督・評価機関） 2/2

原則3

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

No	指針	対応状況
3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	監督・評価機関である監事は、理事会に出席するとともに、各種議事録やワークフロー、会計記録等の必要な情報を閲覧しています。 アドバイザリーボードのメンバーには、アドバイザリーボードにて情報を共有しています。

業務運営 1/2

原則4

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

No	指針	対応状況
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	マネジャー以上が参加する運営会議及びエリア別に開催するエリア会議にて、監査の現場からの情報等を共有するとともに、理事会等における決定事項の周知を図っています。理事会、経営会議及び運営会議では、会計監査の品質向上に向けた意見交換や議論を積極的に行っています。
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	人事諸規程とともに「人事制度ガイド」を整備し、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用しています。また、「かなで研修プログラム」を策定し、さまざまな研修に取り組んでいます。なお、監査業務の品質管理の評価には、審査担当者等の見解を取り入れています。
4-3	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ▶ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ▶ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ▶ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること 	<p>監査チームのメンバーの選任は、業務内容と複雑さが類似した業務の実務経験や適切な訓練を通じて得られた監査業務の理解の程度、関与先が属する産業に関する知識、職業的専門家としての判断能力やコミュニケーション能力等を考慮し、十分な時間が確保されるよう配慮して、監査業務の遂行に必要とされる適性及び能力を有する社員・職員をそれぞれの監査業務に選任しています。</p> <p>四半期に一度、その時々が必要と考えられるテーマについて独自開発した教材に基づく集合研修（独自研修）を実施する、個々人が不得手とする領域については、テーマ別勉強会等を開催するなど、能力開発に取り組む環境の整備に努めています。</p> <p>アドバイザー業務等の非監査業務の経験は社員・職員の貴重な育成機会であると考え、会計・監査業務に隣接する業務領域である株式上場支援業務、M&A支援業務、事業再生支援業務等に積極的に取り組んでいます。また、社員・職員が副業を通じて税務業務その他非監査業務を経験することに賛同しています。</p>

業務運営 2/2

原則4

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

No	指針	対応状況
4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	当法人は被監査会社とのコミュニケーションを重視し、経験豊富なパートナー・マネージャーが、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等と、真正面から向き合った充実したコミュニケーションを実践しています。
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	監査事務所内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を「内部・外部通報規程」として定め、運用しています。なお、通報したことも含め、通報者氏名・内容等は一切開示しません。また、通報を理由とした不利益な取扱いも行いません。

透明性の確保 1/3

原則5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

No	指針	対応状況
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	本紙「監査品質に関する報告書」を発行しています。
5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ▶ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ▶ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ▶ 監査法人における品質管理システムの状況 ▶ 経営機関等の構成や役割 ▶ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ▶ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ▶ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） <p>…5-2 次ページへつづく</p>	<p>本紙「監査品質に関する報告書」にて説明しています。各項目の説明については以下のページを参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> P5 理事長から P3 かなでの約束 P10～P13 かなで監査法人が考える、未来の監査 なお、AQIは関連する各ページに示しています。 P14～P22 品質管理基盤 P24 組織・ガバナンス基盤 > 組織 P25 組織・ガバナンス基盤 > ガバナンス > アドバイザリーボード P25 コラム：非監査業務への取組み P32～P35 IT基盤

透明性の確保 2/3

原則5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

No	指針	対応状況
5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ▶ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ▶ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ▶ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	<p>本紙「監査品質に関する報告書」にて説明しています。各項目の説明については以下のページを参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> P28～P31 人的基盤 P36～P37 財務基盤 P39 国際対応基盤 > 海外子会社等の監査 P40～P42 アドバイザリーボードによる評価
5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ▶ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ▶ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ▶ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	<p>グローバルネットワークには加入していません。また、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営は行っていません。</p>
5-4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社や資本市場の参加者と意見交換を実施しています。</p>

透明性の確保 3/3

原則5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

No	指針	対応状況
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を、年1回、理事会にて評価しています。また、アドバイザリーボードにより定期的に評価をいただいています。
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	被監査会社や資本市場の参加者との意見交換により得た情報や、アドバイザリーボードによる評価の結果を、理事会等にて検討し、改善に活用しています。

(参考) 業務及び財産の状況に関する説明書類

業務及び財産の状況に関する説明書類 1/5

第3期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）

監査法人名 **かなで監査法人**

所在地 東京都中央区日本橋一丁目2番10号
東洋ビルディング

代表者 篠原 孝広

一 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 目的

- ① 財務書類の監査又は証明の業務
- ② 財務書類の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務
- ③ 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(2) 沿革

2020年10月1日 かなで監査法人設立

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別 無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当法人は、金融商品取引法監査及び会社法監査をはじめとする法定監査、公開準備会社に対する監査等、監査業務を主たる業務としています。また、株式公開に向けた支援業務、M&Aに関するデューデリジェンス業務、その他経営指導業務・顧問業務等、非監査証明業務を実施しています。

当期の監査証明業務は、新規の監査契約も含め、44社となりました。また、非監査証明業務は、27社となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況 2023年8月31日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	20社	20社
② 金商法監査	－	－
③ 会社法監査	7社	1社
④ 学校法人監査	1社	－
⑤ 労働組合監査	1社	－
⑥ その他の法定監査	7社	－
⑦ その他の任意監査	8社	－
計	44社	21社

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社数
大会社等	2社
その他の会社等	25社
計	27社

業務及び財産の状況に関する説明書類 2/5

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

当法人は、「かなでの約束」として、以下の事項を掲げており、日々の業務や定期的な開催する会議・研修等を通じて、これらの共通の価値観をすべての社職員と共有しています。

- ✓ 監査品質を最優先に行動し、地域・社会・資本市場の発展に貢献します
- ✓ 中堅企業・地方中核企業・成長企業の中長期的な発展に向けて、価値を提供します
- ✓ 人間的魅力を高め、監査先やクライアントの方々としっかりと向き合います
- ✓ 最新技術を常に取り入れ、監査及びアドバイザー業務を絶え間なく改善・革新します

✓ 安心して働ける環境と働き甲斐を実現します

当法人の最高意思決定機関は社員総会であり、理事及び監事を選任するとともに、理事・監事の職責を決定しています。

理事によって構成される理事会は、当法人の経営方針の決定と経営管理、職業倫理及び法令の遵守状況の管理、品質管理方針の決定等の重要事項を決定事項としており、毎月定例的に及び必要に応じて随時開催し、闊達な議論のもと、課題の認識及び解決を図っています。決定事項は定期的に開催する会議において、すべての社職員に伝達・徹底しています。

監事は、理事会の運営並びに理事の職務の執行又は職員の業務の遂行の監査を通じて、業務の執行の適切性を確保しています。

アドバイザーボードは、理事会の運営並びに理事及び監事の職務の執行状況について評価し、定時社員総会において評価結果の報告を行うとともに、当監査法人に関する事項のうちの重要事項について理事会及び監事に意見を述べることができるものとしております。アドバイザーボードメンバーは、会計、監査、財務、法務及び企業経営などに関し識見を有する者から、社員総会の決議に基づき選任しています。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

「監査に関する品質管理基準」等に準拠して「監査の品質管理規程」を策定し、社会からの信頼に応えるべく、監査業務の質を合理的に確保するために、監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る品質管理のシステムを整備・運用し、品質管理のシステムの整備及び運用の状況を適切に記録・保存するための文書化を行っています。

① 品質管理に関する責任

理事長が当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負います。

品質管理のシステムを整備し、運用するための十分かつ適切な経験及び業務遂行能力を有する社員を品質管理責任者として理事会で決定し、この品質管理責任者が品質管理のシステムの整備及び運用に責任を有します。

監査業務ごとに選任される監査責任者は、実施する監査業務の全体的な品質を合理的に確保するために、当法人が定める品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を負います。

② 職業倫理の遵守及び独立性

a. 職業倫理の遵守

「倫理規則」（日本公認会計士協会）、「品質管理基準報告第1号」（同）等に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を「倫理マニュアル」、「インサイダー取引防止規程」等に定め、職業倫理に関する研修の実施、宣誓書の入手、顕在化した問題への対応等を実施しています。

b. 独立性

独立性の保持のための方針及び手続を「監査の品質管理規程」及び「倫理マニュアル」に定めています。

当法人並びに社員及び職員が、独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年一定時期現在及び必要となる時点において「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査しています。また、監査業務ごとに、当該監査に関与する社員及び職員に対して業務開始時、期中及び監査意見表明時における独立性に対する阻害要因の有無を確認しています。

独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、「監査の品質管理規程」に基づきこれに対応する適切な措置を講じ、その過程を文書化しています。

c. ローテーションの方針及び手続

公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠したローテーションの方針及び手続を「監査の品質管理規程」及び「倫理マニュアル」に定め、大会社等の監査業務においては、監査責任者及び審査担当者は7会計期間を超えて関与できず、インターバル期間として筆頭監査責任者は5会計期間、審査担当者は3会計期間、監査責任者は2会計期間を必要としています。

③ 契約の新規の締結及び更新

監査契約の新規締結及び更新の判断に関する方針及び手続は「監査の品質管理規程」に定めており、関与先の事業内容・財政状態及び経営成績・経営者の誠実性・ガバナンスの状況・会計方針及び経理能力・内部統制の状況等、契約条件及び業務リスク（不正リスクを含む）とともに、当法人の関与先に対する職業倫理の遵守・独立性の保持・監査資源の確保の状況その他の重要事項を検討し、その過程を文書化しています。

このうち監査資源の確保については、当法人が、業務時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有しているかを検討し、有している場合にのみ、監査契約の新規の締結又は更新をしています。

監査責任者は、監査契約の新規の締結及び更新が、監査事務所の定める方針及び手続に従って適切に行われていることを確かめ、当該契約の新規の締結及び更新の適切性に重要な疑義をもたらす情報を入手した場合には、監査事務所に、適宜、伝えなければならないとしています。監査契約の新規締結にあたっては理事会の承認を、更新にあたっては品質管理責任者（リスクが高いと判断される場合には理事会）の承認を、必要としています。

業務及び財産の状況に関する説明書類 3/5

④ 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

専門要員の採用にあたり、採用計画に従い、書類選考及び面談により当法人の価値観を共有し、当法人の業務の遂行に必要な適性及び能力を有し、適切な資質をもった誠実な人材を採用しています。

公認会計士の教育・訓練にあたっては、必要とされる適性や能力を維持し開発するため日本公認会計士協会による継続的専門能力開発制度であるCPDの必要単位の取得を義務付けるとともに、日本公認会計士協会が提供する研修のうち品質管理上特に重要と考えられる研修を指定し、受講を義務付けています。また、四半期に一度、その時々に必要なと考えられるテーマについて独自開発した教材に基づき、集合研修を実施しています。

専門要員の評価においては、監査業務の品質管理を最重視し、能力、適性、業績を考慮して実施し、当該評価結果を昇給あるいは昇格及び人材育成に反映しています。監査業務の品質管理の評価には、審査担当社員等の見解を取り入れています。また、個人が不得手とする領域については、勉強会等を開催することにより、研鑽を重ねています。

監査チームのメンバーの選任は、業務内容と複雑さが類似した業務の実務経験や適切な訓練を通じて得られた監査業務の理解の程度、関与先が属する産業に関する知識、職業的専門家としての判断能力やコミュニケーション能力等を考慮し、十分な監査時間が確保されるよう配慮して、監査業務の遂行に必要とされる適性及び能力を有する専門職員をそれぞれの監査業務に選任しています。

⑤ 業務の実施

a. 監査業務の実施

監査手続の遂行、監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等を「監査の品質管理規程」に定めるとともに、日本公認会計士協会から公表された監査基準報告書、監査・保証基準委員会等の委員会報告や実務指針に準拠した「監査マニュアル」及び監査ツール（ソフトウェア・ツールを含む）を定め、これらに従い監査業務を遂行しています。

なお、上記の方針及び手続には、監査手続の遂行、監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等に関する規定が含まれています。

b. 専門的な見解の問合せ

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に直面した場合には、必要に応じて、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせて、入手した見解を検討し、その過程を文書化する旨を、「監査の品質管理規程」に定めています。

c. 審査

「監査の品質管理規程」において、審査の詳細を定めています。すべての監査業務について所定の審査の受審を求めており、監査計画の策定及びその修正、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために、十分かつ適切な経験と職位等の資格を有する審査担当者を監査業務ごとに選任し、審査を実施しています。

また、特に重要な検討事項については、合議制で実施される審査会で審査を実施しています。

d. 監査上の判断の相違

監査上の判断の相違を解決するための必要な方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めています。監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違がある場合には、監査責任者は、品質管理責任者とともに報告された内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を取るとともに、品質管理責任者は必要に応じて当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決することを定めています。

e. 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存

監査調書は、紙媒体により入手された監査証拠を含むごく一部の監査調書を除き、電子調書を原則としています。

監査調書は、原則として監査報告書ごとにまとめ、その最終的な整理期限は、当該業務に含まれるいずれか遅い監査報告書日から起算して60日以内と定めています。監査調書は、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保されるよう管理し、また、監査調書の保管期間を原則として10年と定めています。

⑥ 品質管理のシステムの監視

a. 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施することを「監査の品質管理規程」に規定しています。日常的監視は、独立性の確保、監査契約の締結状況をはじめとする品質管理のシステム全般の整備・運用状況をその検証対象としています。また、定期的な検証は、少なくとも3年に1度はすべての監査責任者が対象となるように実施しています。

b. 識別した不備の評価、伝達及び是正

日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、必要に応じて、品質管理責任者は改善を要する事項を検討し適切な措置を取っています。また、品質管理責任者は、監査責任者及び他の適切な者に対し、不備とこれに対する適切な是正措置を伝達し、監査責任者等は、求められた是正措置が適時に実施されていることを確かめています。

c. 内部・外部通報制度

監査業務に係る社員及び職員の不適切な行為、判断並びに意見表明、関連する法令に対する違反及び監査事務所定める品質管理のシステムへの抵触等に関して、監査事務所内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を「内部・外部通報規程」として定め、運用しています。

d. 不服と疑義の申立て

当法人内外からもたらされる情報に適切に対処するため、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めています。不服と疑義の申立てがあった場合には、不服と疑義の申立てを調査し、この調査には必要に応じて法律専門家、監査事務所外の適格者又は他の監査事務所が関与することとしています。

⑦ 監査事務所間の引継

会計監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について、監査基準報告書900「監査人の交代」に準拠し、監査業務の引継を適切に実施することを「監査の品質管理規程」に定めています。

業務及び財産の状況に関する説明書類 4/5

- (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置
当法人は特定社員制度を採用していますが、特定社員は監査証明業務の業務執行社員を担当することはできないと定めており、また、社員総数及び理事のうち、公認会計士である社員の占める割合を75%以上とすることと定めています。
- (4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月
2022年10月（通常レビュー）
- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認
当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う理事長が、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しています。
5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項
- (1) 提携を行う他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称
該当事項はありません。
- (2) 提携を開始した年月
該当事項はありません。
- (3) 提携上の提携の内容
該当事項はありません。
6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項
- (1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称
該当事項はありません。
- (2) 提携を開始した年月
該当事項はありません。
- (3) 業務上の提携の内容
該当事項はありません。
- (4) ネットワーク及びその取り決めの概要
該当事項はありません。

二 社員の概況

1. 社員の数
公認会計士である社員12人、特定社員1人、計13名
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

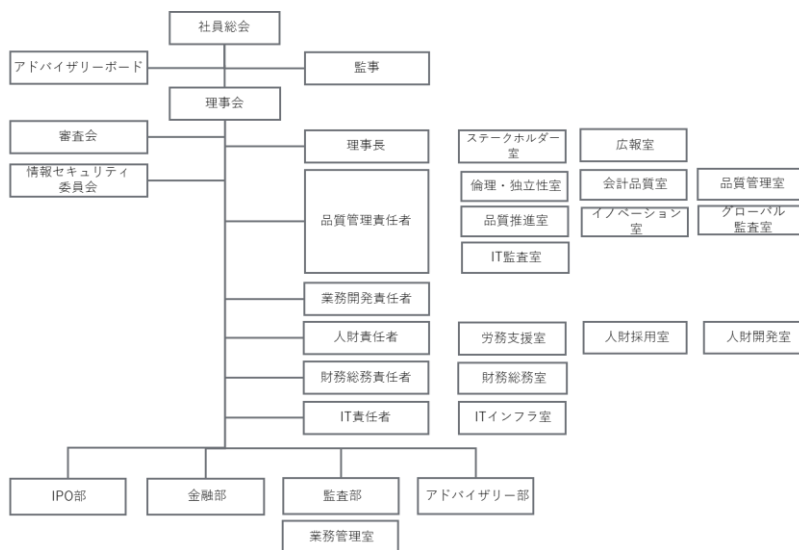
合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員総会	全ての社員をもって構成し、法令及び定款に定める事項について決議する	12人	1人	13人
理事会	社員総会によって選任された理事で構成し、当法人の経営に関する重要事項を決定又は承認し、経営執行機関の活動を監督する	5人	1人	6人

三 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である 使用人の 数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 本部	東京都中央区日本橋一丁目2番10号 東洋ビルディング	12人	1人	13人	44人
(従)	該当はありません	-	-	-	-
計	総事務所数 1か所	12人	1人	13人	44人

業務及び財産の状況に関する説明書類 5/5

四 監査法人の組織の概要 組織図 (2023年10月1日現在)



五 財産の概況 1. 売上高の総額

	第2期 2021年9月1日から 2022年8月31日まで	第3期 2022年9月1日から 2023年8月31日まで
売上高		
監査証明業務	319,238	561,718
非監査証明業務	50,917	74,322
合計	370,155	636,040

六 被監査会社 (大会社等に限る) の名称

- エフビー介護サービス株式会社
 - 株式会社カンセキ
 - 株式会社共和工業所
 - 株式会社共和コーポレーション
 - 株式会社銀座山形屋
 - 小松ウオール工業株式会社
 - 静岡鉄道株式会社
 - 株式会社秀英予備校
 - スターティアホールディングス株式会社
 - 立花証券株式会社
 - 株式会社デジタルメディアプロフェSSIONAL
 - 株式会社電算
 - 日精樹脂工業株式会社
 - NITTOKU株式会社
 - 株式会社ハリマビシステム
 - 福島印刷株式会社
 - 株式会社北國銀行
 - 株式会社北國フィナンシャルホールディングス
 - ホリイフードサービス株式会社
 - 株式会社ムロコーポレーション
 - 株式会社ヨンドシーホールディングス
- (五十音順)

以上



かなで監査法人
Kanade Partnership

103-0027
東京都中央区日本橋1-2-10 東洋ビルディング
03-5202-9025
kanade-partnership.or.jp

